

(公社) 東京都府中市歯科医師会委託事業推薦基準および執務規程

- 1, 執務担当（学校医を含む）の任期は満年齢75歳を定年とする。
70歳で終身会員となられた場合は、希望により健診業務から外れることができる。
身体的・技術的な理由がある場合には、任期中でも業務を辞退することができる。
いずれにも該当しない場合は、会員の公平性を保ち業務を円滑に運営するため、担当を辞退することはできない。
- 2, 市民からのクレームや行政の担当者からの報告が複数回あり、度重なる注意があっても改善されない場合、担当役員と理事会で協議し担当から外す場合がある。

※該当する事例として

- ・ 健診時間を守らない、服装、身なりが不適切
- ・ 受診者、付き添い者に対して不適切あるいは高圧的な言動を発する
- ・ 患児の取扱いが乱暴であり、非協力的な場合は健診を行わない
- ・ スタッフに対するハラスメントを行う
- ・ 歯科医学の一般常識を逸脱し特別な理論を主張し、個人的な宣伝活動を行う
- ・ 府中市、保健センター、府中市歯科医師会の名誉を傷つける発言や行為を行う

- 3, 身体的な理由で業務が難しいと客観的に判断される場合、ご本人と相談の上、担当役員と理事会で協議し担当から外れていただく場合がある。
- 4, センターで行う健診事業について（上記の1～3を適応する）
 - ・ 4月1日の時点で一種会員・二種会員として府中市歯科医師会に在籍していること。
 - ・ 予防歯科健診は希望する会員から輪番制で担当医を推薦する。
 - ・ 1歳6か月、3歳健診、休日診療は、該当する会員の中から輪番制で推薦する。
 - ・ 1歳児健診、妊婦歯科健診、歯科相談事業については役員の中で輪番制とする。
 - ・ 歯磨き教室は、行政の希望を考慮し推薦する。
- 5, 各診療所で行う成人歯科健診・妊婦歯科健診・訪問歯科健診は、定年は設けないものとする。
 - ・ 4月1日の時点で一種会員として市内に診療所を開設していること。
 - ・ 府中市の指導を遵守できない場合は、契約を解除する場合がある。

6, 学校歯科医の推薦について（上記の1～3を適応する）

- ・学校医の推薦は、理事会での協議の上、新年度が始まる前に入会順に推薦することとする。
- ・府中市立の小学校、中学校の校医は、市内に診療所を開設する一種会員とする。
- ・都立学校については、学校側に必要要件を確認し推薦することとする。

7, その他、必要に応じて理事会において担当医の推薦について協議を行うものとする。

付 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する